

洛西京都市立芸大跡地検討会規約

(目的)

第1条 京都市立芸術大学（以下芸大とする）移転に伴う跡地利用について、京都市と洛西ニュータウン住民が情報を共有し、洛西ニュータウン住民の声を京都市に届け、ともに跡地について考えることを目的として、「洛西京都市立芸大跡地検討会」（以下芸大跡地検討会とする）を組織する。

(芸大跡地検討会の活動)

第2条 芸大跡地検討会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 芸大移転跡地検討に関する調査・研究および京都市等との情報の共有。
- (2) 前号に関する協議および構想の検討。
- (3) 前号に関する取り組み等に関する広報および京都市への伝達。
- (4) その他芸大跡地検討に関連するまちづくりの推進のため同検討会が必要と認める活動

(組織)

第3条 芸大跡地検討会は、洛西ニュータウン4学区・地域の自治連合会会長および各自治連合会推薦の代表各2名、洛西ニュータウン創生推進委員会委員長、同副委員長を会員とする。同検討会が認める場合は、その他の会員を加入させることができる。

2 芸大跡地検討会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

事務局長 1名

3 会長は、同検討会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。

5 事務局長は、会の事務局の職務を遂行する。

6 役員は、会員の互選とする。

7 役員の任期は1年度とし、再任は妨げない。

(会議)

第4条 芸大跡地検討会は会長が招集し、副会長と事務局長が会議の議長となる。

2 同検討会において必要があると認められた時には、会員以外のものに、会議に出席を求めることができる。

(財政)

第5条 本事業の経費は、各自治連合会からの拠出金等をもって充てる。

2 芸大跡地検討会は前項の経費をもって運営するとともに、事業収支報告書を作成し、会計監査を受けなければならない。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

(事務局)

第6条 芸大跡地検討会の事務局は、事務局長住所に置く。

(その他)

第7条

この規約に定めるもののほか必要な事項は、芸大跡地検討会で定めるものとする。